

ふるさと納税に係るお礼の品及び協力事業者の募集に関する要領

1 目的

ふるさと納税による千葉市（以下「本市」という。）への寄附を促進することに加えて、本市の魅力を発信し、かつ地域産業の活性化に寄与することを目的として、本市への寄附者に対して贈呈するお礼の品及びお礼の品を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するため、必要な事項を定める。

2 お礼の品の要件

次の要件を全て満たしている商品又は役務（以下「商品等」という。）を募集する。

- (1) 「千葉市らしさ」を表現できる、又は本市への愛着、関心を持っていただける商品等であること。
- (2) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
- (4) 本市又は「千葉市ふるさと応援寄附金」管理等業務委託事業者（以下「委託事業者」という。）からの発注を受け、1週間以内に発送できる商品であること。また、全国に配送対応が可能な商品であること。なお、事前に本市と調整し、発送時期を明示した上で受付を行うものはこの限りではない。
- (5) 食料品の場合は、寄附者に当該商品が到着後、少なくとも1週間の賞味（消費）期限が保証されていること。なお、生鮮食料品についてはこの限りではないが、配送希望日等を事前に寄附者に確認、調整するなど、当該商品が鮮度を保たれた状態で寄附者の手元に届くように配慮すること。生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様とする。
- (6) 寄附者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある商品については、その対応が可能な体制が構築されていること。
- (7) 施設やサービスの利用券等については、千葉市内で当該役務を提供するものに限る。また、有効期限については発行日から概ね1年以上あること。（感染症の拡大等により当該役務の提供が休止されている場合においては、利用期限の延長対応が可能であること。）
- (8) 各々のお礼の品の提供に必要な寄附金額については、当該お礼の品の代金が寄附金額の3割以下の範囲内となるよう、本市が個別に定めるものであること。代金には荷造、箱、梱包に係る費用及び消費税を含めた価格であること。
- (9) ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定に係る基準等を定めた平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」とする。）第5条において総務大臣が定める

基準に適合するお礼の品であること。

- (10) 本市が求める場合において、商品についてはサンプルの提供、試食、試飲、目視等による確認が、役務については現場の確認が、原則として無償でできること。

3 協力事業者の要件

協力事業者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、次の要件を全て満たしていても、総合的に判断し、本市が協力事業者として適当でないと認めた場合には、協力事業者としての登録は行わない。

- (1) 各種法令に沿った生産、製造及び販売を行っていること。
- (2) 原則として本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が千葉市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
- (3) 未納の税額がないこと。
- (4) お礼の品の配送は、本市又は委託事業者からの発注に基づき協力事業者において行うこととなるため、電子メールやFAX等が使用できる環境を有し、発注書の受付及び配送作業が行える体制が整っていること。
- (5) お礼の品の受注後、商品管理、配送、苦情処理等の対応ができること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことができること。
- (7) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (8) 本市においては、お礼の品の発注及び配送管理などに関する業務について、委託事業者に委託していることから、お礼の品として本市に登録された後、委託事業者とお礼の品の配送等に係る契約を取り交わす必要があること。なお、委託事業者が変更になった場合も同様の取扱いとする。

4 お礼の品の送付等

- (1) 本市又は委託事業者は、寄附者からお礼の品の申込みがあったときは、協力事業者に出荷を依頼し、依頼を受けた協力事業者は、速やかにお礼の品を寄附者指定の場所へ送付するものとする。
- (2) 本市が求める場合は、お礼の品を送付する際に本市が提供する資料を同梱すること。

5 費用負担

- (1) お礼の品の商品代金及び送料は、本市が負担する。
- (2) 寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。

6 協力事業者の特典等

- (1) 本市ホームページ及び本市が利用するふるさと納税ポータルサイト等にお礼の品の画像、商品名、事業者名などを掲載する。なお、本市が利用するふるさと納税ポータルサイトは、追加、変更することがある。
- (2) お礼の品の発送に当たって、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同梱することができる。

7 募集期間

随時募集を行うものとする。

8 申請方法等

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、千葉市財政局財政部資金課へ持参又は郵送すること。なお、申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とする。

- (1) 「ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書兼変更届（様式第1号）」
- (2) 「ふるさと納税に係るお礼の品登録申請書（様式第2号）」
- (3) 申請者の業務概要やお礼の品の内容がわかるパンフレット等の資料
- (4) 未納の税額がないことを証する書類（国税、都道府県税及び市区町村税）

9 協力事業者及びお礼の品の決定及び登録

前項に基づく申請があった場合、本市にて申請内容等を総合的に審査の上、適当と認める場合は本市ふるさと納税に係る協力事業者及びお礼の品として登録することを決定し、「ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者（お礼の品）登録決定通知書（様式第5号）」により申請者に通知する。

10 登録内容の変更等

(1) 協力事業者の変更

協力事業者の登録内容を変更する場合は、「ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書兼変更届（様式第1号）」に、必要事項を記入して本市に提出するものとする。

(2) お礼の品の変更

お礼の品の登録内容を変更する場合は、「ふるさと納税に係るお礼の品変更申請書（様式第3号）」に、必要事項を記入して本市に提出するものとする。

(3) お礼の品等の取りやめ

お礼の品の提供の取りやめをする場合は、取りやめを希望する2か月前までに、「ふるさと納税に係るお礼の品（協力事業者登録・お礼の品登録）廃止申請書（様式第4号）」に、必要事項を記入して本市に提出するものとする。協力事業者としてすべてのお礼の

品の提供の取りやめをする場合にあっても同様とする。

1 1 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、本市又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。
また、協力事業者は、本市又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報を、お礼の品の送付以外の目的に使用することができない。
- (2) お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合、協力事業者は真摯に対応し解決に努め、内容について本市及び委託事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 本市は、お礼の品が第2項各号に定める条件に適合しなくなったと認める場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等によりお礼の品としてふさわしくないと判断した場合、又は、お礼の品として選択されることが少ない商品については、お礼の品としての登録を取り消すことができる。
- (5) 本市は、協力事業者が第3項各号に定める条件に適合しなくなった場合、本要領の定めに違反する行いがあった場合、又は、本市に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者としての登録を取り消すことができる。
- (6) このほか、本要領に定めのない事項については、別途本市と協議の上、決定する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行の際、廃止前の「千葉県ふるさと応援寄附金」お礼の品協力事業者募集要項（令和3年7月8日施行）の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。